

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年3月17日（金）午後2時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成 29 年 3 月 17 日(金)午後 2 時 30 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 85 号議案 いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて

教委第 86 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第 87 号議案 横浜市立市場小学校の学校規模適正化等について

教委第 88 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第 89 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 90 号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第 91 号議案 教職員の人事について

教委第 92 号議案 教職員の人事について

教委第 93 号議案 教職員の人事について

4 報告案件

教委報第 2 号 教育委員会事務局職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午後2時30分]

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

はじめに、議事日程に従い、会議録の承認を行います。2月17日の会議録の署名者は長島委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月3日の教育委員会定例会と、急施で開催しました3月13日の教育委員会臨時会の会議録につきましては準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長より一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 3/7 予算第一特別委員会（局別審査）
- 3/14 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/14 こども青少年・教育委員会

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月7日に予算第一特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審議が行われました。また、3月14日には、本会議が行われ、追加議案の上程・質疑・付託が行われました。さらに、同日の本会議終了後には、こども青少年・教育委員会が開催され、平成29年度横浜市一般会計予算の教育委員会関係部分の審査が行われました。また、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（素案）ほか1件の報告、2件の請願・陳情の審査が行われました。

なお、この日、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（素案）の報告の際には、岡田教育長のほか、今田委員も出席しております。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/5 平成28年度横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式
- 3/6 平成28年度横浜市優秀教育実践校表彰式
- 卒業式関係

(2) 報告事項

次に、市教委関係の主な会議等でございますが、3月5日に横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式が横浜サイエンスフロンティア高等学校で行われました。こちらには、教育長及び教育委員の皆様が出席しております。第1部教育委員会表彰においては、児童生徒の部110名、28団体を表彰いたしました。成人の

部では33名、2団体を表彰しております。続く第2部の優秀教員表彰では最優秀教員5名、優秀教員29名、優秀教員奨励賞20名、優秀チーム賞9チームを表彰しております。

3月6日には、平成28年度横浜市優秀教育実践校表彰式が行われました。市立学校の中から10校が選出され、岡田教育長から各校の校長先生に表彰が手渡されました。

続いて、卒業式関係ですが、3月9日に、蒔田中学校夜間学級の卒業式が行われ、岡田教育長と今田委員が出席いたしました。3月10日には、霧が丘学園、南中学校、汐見台中学校の卒業式が行われ、それぞれ、岡田教育長、西川委員、長島委員が出席いたしました。3月15日には、横浜総合高等学校の卒業式が行われ、長島委員が出席いたしました。さらに、本日、3月17日には、中山小学校、浜小学校、東台小学校、岡津小学校、東山田小学校、山内小学校の卒業式が行われ、それぞれ岡田教育長、今田委員、間野委員、西川委員、長島委員、宮内委員が出席いたしました。

なお、卒業式では、教育長及び各委員が挨拶を行っております。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に議事日程に従いまして、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第89号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第90号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委第91号議案から教委第93号議案「教職員の人事について」、教委報第2号「教育委員会事務局職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第89号議案から教委第93号議案まで及び教委報第2号は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第85号議案「いじめ重大事態に関する再発防止の取り組みについて」教育次長から説明いたします。

小林教育次長

それでは、説明いたします。教育次長の小林でございます。よろしくお願いたします。

3月3日の教育委員会定例会におきまして、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（素案）について、御審議いただきました。その後、3月13日に横浜市いじめ問題専門委員会から意見書が届きました。また、3月14日には市会常任委員会で素案の報告をいたしまして、御意見をいただいております。加えまして、昨日3月16日には第7回いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会を開催いたしまして、横浜市いじめ問題専門委員会からの意見書及び市会常任委員会でいただきました御意見等を踏まえた素案の加除、修正について議論を行いました。

これらの経緯を踏まえまして、本日はいじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（素案）を、3月27日に開催予定の本年度第2回目となります、横浜市総合教育会議に案として提出したいと考えております。御審議のほど、よろしくお願いたします。

高倉総務部長

素案についての説明は、高倉総務部長より行います。

総務部長の高倉です。よろしくお願いいたします。

それでは、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書について、説明させていただきます。1ページをお開きください。

まず、「はじめに」でございます。こちらにつきましては、今回の事案に対する反省と再発防止に向けた教育委員会の姿勢や考え方について説明させていただいています。読み上げさせていただきます。

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っています。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受けとめることができなかつたこと、金銭問題が発生した時点で適切な教育的指導をできなかつたことを、切に反省しています。

また、いじめ等が原因で児童が不登校となつてから法に沿つた調査を開始するまで、学校、教育委員会が適切な対応を取れないまま約1年7か月もの期間を経過させ、児童の苦痛を長引かせてしまったことについて深く反省しています。

教育委員会は、平成28年12月15日に、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会を立ち上げ、横浜市いじめ問題専門委員会の調査報告書（答申）や、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討してまいりました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかつたのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を策定しました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、法の趣旨の正しい理解を進めるとともに、教育の原点に立ち返り、市立学校全体の学校組織力や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。校長のリーダーシップのもと、教職員は、いじめの根絶、特に早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、全ての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域、関係機関と共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、着実に取り組めます。

続きまして、2ページでございます。再発防止策のポイントでございますが、こちらにつきましては、前回、3月3日の教育委員会の御議論を踏まえ、また3月14日の常任委員会での御意見を踏まえまして、前文等を書き換えさせていただいております。

まず、前文では、「いじめを許さない学校づくり」を進めるためには、教職員一人ひとりが使命感や情熱をもって児童生徒と向き合い、問題に気付いたらすぐに学校全体で対応していくことが重要だということについて書かせていただいています。

また、常任委員会では負担軽減についても御意見をいただきましたので、後段でございますが、教育委員会は、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間の確保のための様々な施策を積極的に推進するということについても書かせていただ

いています。

また、今後力を入れて取り組むポイントについてまとめさせていただいていますが、前回の5つに加えまして、3ページの中ほど、保護者とのパートナーシップの項目を付け加えさせていただいています。こちらには、いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠であること、学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立って、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信するということ、これによりまして、学校・保護者・地域が、それぞれの役割を確認し合って、連携・協力しながら、いじめの未然防止・根絶に向けて取り組んでいくことを記載させていただきました。

また、結びといたしまして、最後の段落でございますが、教職員同士が議論を行うことで理解を深める研修などに取り組むこと、また、教職員が一人で課題を抱え込むことなく、学校や教育委員会全体で、組織的に対応できるようにすることについて記載させていただいています。こちらも3月3日の教育委員会での御議論を踏まえまして、加筆させていただいています。

また、最後に、学校は、いじめに対応する校内組織体制・対応の流れの点検、見直しを行い、教育委員会は各校における点検、見直しが進むよう支援するという一方で、今後も再発防止策を踏まえて取り組んでいくということについて、書かせていただいています。

続きまして、4ページをお開きください。4ページから9ページにつきましては、今回の事案の経過と、それを踏まえた問題点の分析になっておりますが、3月3日と基本的には変わりございません。

続きまして、10ページを御覧いただきたいと思います。10ページから25ページにかけては、8項目に整理した課題について、それぞれ問題点と再発防止策を記載させていただいています。3月3日以降に変更になった点だけ御説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、13ページをお開きいただきたいと思います。「校内児童生徒支援体制の充実」の再発防止策としまして、13ページの一番下、⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施ということで、学校は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を守るために、当該児童生徒が登校できない場合には、児童生徒や保護者の思いを丁寧を受け止め、一人ひとりの状況についての記録を作成し、校長をリーダーに担任や児童支援・生徒指導専任教諭からなるチームによる支援を確実に進めるということについて、記載させていただいています。こちらは今回の事案について、学校に登校できない状態である中で、学習支援や再登校に向けた取組が十分でなかったことを踏まえて、新たに追加させていただいています。

続きまして、20ページを御覧ください。6「いじめ調査方法のあり方」の問題点の②「法の運用について認識が不足していたこと」についてです。後段の部分ですが、法の運用について、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の認識が十分ではなく、本事案においては、調査を開始するまで約1年7か月を要するなど、適切な対応を取れなかったということで記載させていただいています。これは3月14日の常任委員会の「調査が遅れたことについては大きな課題であるので明確に記載すべき」という御意見を踏まえまして、記載させていただいたものです。

それから、24ページを御覧ください。8「いじめの定義の理解」でございますが、問題点の②「『いじめ重大事態』の理解に関する研修が不足していたこと」ということで、こちらにつきましては、ただいま御説明させていただきました6

番「いじめ調査方法のあり方」の「法の運用について認識が不足していたこと」と内容に重複がございましたので、表題に掲げている研修の不足について特化した記述に改めさせていただいております。

続きまして、27ページを御覧ください。今回の報告書では、参考資料としまして追加させていただいています。まず、27ページは参考資料1ということで、答申後の経過について記載させていただいています。11月2日に調査報告書の答申をいただいて以降、本日の3月17日の教育委員会会議での審議について、経過を記載させていただいています。

続きまして、29ページでございます。参考資料2としまして、29ページから33ページにかけて、再発防止検討委員会の概要について記載させていただいています。

続きまして、35ページを御覧ください。35ページから40ページにかけては、参考資料4ということで、意見書の対応状況を記載させていただいています。こちらにつきましては、2月15日に市会の常任委員会に提出いたしました再発防止策の案につきまして、外部有識者及び第三者委員会からいただいた意見書の内容とその対応状況について整理して記載させていただいています。

41ページを御覧ください。最後に資料5ということで、41ページ以降はいじめ防止対策推進法を添付させていただいています。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

説明が終了しましたが、御質問・御意見がございましたらお願いたします。

今田委員

私も14日に常任委員会で御一緒させてもらって、その中でいろいろな御意見が出たのをしっかり聞いたのですが、今、高倉さんが説明してくれた2ページの再発防止策のポイントで、「積極的に推進しますと書かせていただいています」と言いましたけれども、その表現というのは、私に言わせると「ここに明記して、取り組んでいきます」という言い方にしなければ。表現すればそれで事足りるということではありません。前にパンフレットを作って取組をやるとしましたけれども、それに向けていろいろと具体的な取組を重ねてやっていきますという決意、ここでしっかり明示して取り組んでいきます、と。文章だからあれなのですが、そのところを是非意識の上でしっかり持つてもらうことが大事かと僕は思います。表現方法はそれで良いと思うのですが、説明の仕方の中に、です。

あとは、いろいろな部分でそれなりに思いが、反省と決意と覚悟が出てきますから、良いのではないかと思います。

1ページに戻って、てにをはですが、「大変申し訳なく思っています」は、ニュアンスが違うのではないかと思います。

それから、中段の下のほうで、これもてにをはなので、また後で事務的に直してもらえば良いですが、「再発防止策を策定いたしました」か「策定しました」か、どちらが良いのでしょうか。

全般的には3日以降、それなりにきちんとしたものが表現されて、それに向けて取り組む決意を固めてもらったのだらうと思います。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

長島委員

「はじめに」は本当に分かりやすく、決意も込められていて良いのではないかと

と思っています。

2 ページの再発防止策のポイントの3行目で、「教育委員会は、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間の確保のためのさまざまな施策を積極的に推進します」となっていますが、昨年度、教職員の働き方や向き合い方などということ、ハンドブックも作成されていると思うのですが、この様々な施策について改めてこういうところだということを確認できるでしょうか。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。

本年度4月に、今、お話がありました教職員の負担軽減に向けた取組、ハンドブックを出ささせていただきました。特に、大きく2つに分けて、グループウェア等の導入による業務改善の取組の推進、専門スタッフの人員配置の充実という視点で教職員の負担軽減を推進していくという形で、年度当初からスタートしております。

特に、専門スタッフの人員配置の充実につきましては、職員室業務アシスタント、いわゆる先生方、副校長先生の業務の補佐をするという形でのアシスタントですが、こちらの配置を是非積極的に進めていきたいと考えております。

長島委員

ありがとうございます。せっかくそのようにハンドブックにまとめて、全市的に、各学校に職員室の在り方であるとか、働き方、職員それぞれ一人ひとりの在り方を示しているわけですから、積極的に学校全体が取り組むことで、子供と向き合う時間を確保できます。何よりも、今回このようにポイントとしてまとめられたものを実施していく上で、そういう一つひとつが大事になっていきますし、本当に積み重ねていくものだと思います。一気に明日から青を赤にするとか、黒を白にするということではなく、きちんとそれぞれが心に留められるように、校長先生がマネジメントできるように、事務局でもしっかりその辺を促すような形をとっていただきたいと心から思います。

あともう一つ、保護者とのパートナーシップというところで、とても大切なところが加わったと思います。保護者とのパートナーシップは決して教員と保護者だけではなく、やはりそれを取り巻く教育環境です。今、それぞれの学校では支援体制であるとか、学校運営協議会であるとか、様々なものが立ち上がっています。そこもしっかり活用できるような事務局の在り方、サポートの仕方、停滞しないで進めるように、是非、事務局でもそれぞれの教育事務所がきちんとそこを見守れるようにしてほしいと思います。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

西川委員

2 ページの再発防止策のポイントで、現場では個々の担任が自分の児童生徒を抱えていて、その中で子供一人ひとりを見るというのは大変難しいところがあるかと思うのですが、是非、一人ひとりの教員も児童指導、成長期の子供の成長を見取れるような指導ができる研修などを増やしてほしいと思います。複数の職員が関わっても見取れないときもありますので、そういう子供たちの成長とか、表面化していないところについても見取れるような方法を考えていただけると有り難いと思います。以上です。

岡田教育長

はい、どうぞ。

宮内委員

この再発防止策案はなかなかよく考えられてできていると評価します。いかなる対策案も完全なものはありません。この再発防止策に何に価値を見出すかと言いますと、この不幸な事件を契機に、学校、教育委員会、第三者委員会、有識者会議、常任委員会等々が真摯に議論をしてきて、こういう形でまとめたという、そのプロセスに意義があると考えております。各常任委員の発言を側聞するにも、非常に皆さんは誠心誠意考えたことを発言されていますし、また事務局も真摯に一つひとつ答えています。このまじめさが価値だと思っております。

こういった再発防止策がどこで生きるか、同じようなまじめさを持って、現場の教師、現場の校長も含めた管理層が何か起きたとき、また起きそうなき、また防止していかなければいけないという決意をして、こういう議論をしていただくということが一番大事だと考えております。

マニュアルを作って、箸の上げ下ろしまで教育委員会がああしろこうしろと言うことは、私はよろしくないと思っております。現場が自分たちの身近な問題をテーマに考えて、お互いに意見を言い合うというそのプロセスを是非重視していただきたいと考えております。

最近知ったのですが、横浜市教育委員会が「いじめ根絶！ 横浜メソッド」というのを1914年に発行しています。とても良いことが書いてあります。

岡田教育長

2014年です。

宮内委員

ごめんなさい、2014年。頭でみんな分かっているけど、現場ではいろいろあるので、こういったことを日々の教育活動において、日常の思索の過程において、常に考えていくという習慣を各学校の中で醸成することが大事だと考えております。

それと、先ほど長島さんがおっしゃっていましたが、先生方も大変多忙感等々がおありです。子供に寄り添うということも大事なことは当たり前ですが、教育委員会としては立派な教師を育てるために、また立派な教師を守るために、教師に寄り添うという姿勢をもう一回再確認していくべきだと考えております。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

間野委員

今回、8つの観点から再発防止策を作ったわけですが、全部で34の再発防止策があります。これを同時に、全部同じように実行していくのは難しいので、やはり優先順位をつけて、直ちにやること、それから少し時間はかかるけれども、じっくり取り組むことというように少し色分けをして、めりはりを付けた実行というのが必要ではないかと思えます。

もう一点が、これはいじめ重大事態を受けて、再発防止するために作ったものなのですが、これを書いても、今起こった問題というのは解決しないのです。ですから、いじめに関係した子供への対応というものは、やはり同時並行で、これも真摯に誠意を持って解決に向けた努力というものをしなければならないということを、私も肝に銘じてやっていきたいと思えます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

宮内委員

今日も、昨日も、多分明日も、いじめというのは起きます。いくら防止しようと思っても、多分起きるのだと思えます。でも、その兆候があったときに、どの

ように組織として、また教師として鋭い触覚、感性を持って取り組むかということが大事だということを今回の報告書で述べているわけです。ですから、しつこいぐらいいいじめは絶対許さないと、お経のように唱えてもなくなるものではありませんが、そうやって決意表明して、まずそこからもう一回反省してやり直そうということではないかと考えています。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、まず教育委員会からしっかり反省して、決意して、やっていきたいと思えます。

先ほど今田委員から字句の訂正が一部ございました。そこは私の責任校了ということではよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

では、そこは直させていただきます。

ほかに御意見がなければ、教委第85号議案につきましては原案のとおり承認させていただきますのでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、これを次の総合教育会議に向けて、準備させていただきたいと思えます。

次に、教委第86号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」所管課から説明いたします。

小林職員課長

職員課長の小林でございます。よろしくお願いたします。

教委第86号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」お諮りいたします。1ページをおめくりいただきまして、2ページの提案理由でございます。平成29年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案します。

ページをおめくりいただきまして、6ページから新旧対照表が付いておりますので、そちらで詳しく説明をさせていただきます。

まず、6ページの中段です。左側が現行、右側が改正案となっております。現行の教職員人事部の中の「教職員厚生課」に下線を引いておりますが、改正案では「教職員労務課」、さらに係で「給与係」が1係増えることとなります。

それから、下に移っていただくと、「指導部指導主事室」が改正案では「教育課程推進室」に変わります。

少しページをおめくりいただきまして、10ページになります。ここは前ページの9ページの教職員人事課の人事第一係に係る部分になります。左側の現行の「のうち」から、この部分につきましては、県費負担教職員に係る部分でございますので、今回市費移管されたことで削除されます。以下、3項、4項につきましても、「県費負担教職員」という記載がございますが、これが右側のように「教職員」という表記に変わります。

それから、人事第二係につきましても、「市費負担の教職員」、これは市立高校の教員が今は該当しますが、これが全て今回市費移管で一緒になりますので、それと書き分けていました下の学校用務員及び学校給食調理員に付いております市費負担教職員の部分が今回は割愛されるという形になっております。それ以下

の部分につきましても、「市費負担教職員等」という表記が具体的に「学校用務員及び学校給食調理員」という表記に変わるというものでございます。

右側、11ページの中段、左側の「教職員厚生課」が右側の「教職員労務課」ということで、先ほど御説明したとおりです。ここでは下段にございます給与係が1係増えることで、従来の表記方法をさらに細分化した形で、労務係、給与係、次ページにわたりまして厚生係ということ、3係の業務内容を明らかにしているという状況でございます。

また、しばらく飛んでいただきまして、14ページになります。指導部指導企画課指導係に係る部分になりますが、右側は現在の指導主事室から(10)以降の3項目につきまして業務移管されるということ、それがここに追記されております。

それとは逆に15ページを御覧いただきますと、こちらは指導主事室と教育課程推進室を新旧で載せております。ここの(2)、(3)、(7)、(8)が今14ページで御覧いただきました(10)から(13)に該当するというので、こちらは逆にこの部分を割愛されるという表記になっております。

次に、少し飛んでいただきまして、19ページになります。中段に「指導主事室」という表記がございます。右側の改正案の(1)「指導部高校教育課の主管に属するものを除く」ということで、従来ここは東部学校教育事務所の部分ですが、ここで指しているのは横浜サイエンスフロンティア高校の附属中学校についてのみ、高校教育課で所管するというので、その部分を除くという表記になっております。

そして、次もしばらく飛んでいただきまして、24ページになります。こちらの中段に表がございますが、左側の指導主事室が教育課程推進室というように、冒頭で説明したとおりでございます。

そして、一番最後のページ、26ページになります。今回、新たに西金沢義務教育学校ができたことで、南部学校教育事務所の所管になりますが、こちらの「及び中学校」という表記に加えて、「及び義務教育学校」が追記されるということになります。

説明は以上です。

岡田教育長 所管課から説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

長島委員 単純なことなのですが、よろしいでしょうか。指導主事室の業務が変わりましたよね。それによって、当然事務職員や指導主事の数も変更になるということ、よろしいですか。

小林職員課長 そのようになります。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
ほかに御意見等がなければ、教委第86号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第87号議案「横浜市立市場小学校の学校規模適正化等について」所

管課から説明をいたします。

上田施設部長

施設部長の上田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、横浜市立市場小学校の学校規模適正化等について、御説明させていただきます。お手元の資料の2ページを御覧いただければと思います。提案理由になります。鶴見区にあります市場小学校の学校規模適正化等について、横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づきまして、同校の学校運営を学年で分ける分校制としたいので、ここに提案するものでございます。

それでは、お手元の資料3ページ以降で詳細について、担当の係長より説明させていただきます。

大関学校計画
課担当係長

学校計画課担当係長の大関です。よろしくお願ひいたします。

では、3ページ以降の説明をいたします。1番の経過でございます。鶴見区にございます横浜市立市場小学校では、通学区域内において工場跡地等への住宅開発が続いたことなどによりまして児童が急増し、平成32年度には教室数が不足し、児童が受け入れられなくなる見込みです。そういった状況を踏まえ、平成27年11月13日に横浜市学校規模適正化等検討委員会に、同校の通学区域と学校規模適正化等について諮問いたしました。

同諮問により設置された市場小学校第二方面校開校準備部会において、平成28年1月から7回にわたり諸課題が調査審議され、また、検討委員会でも4回の検討がなされまして、平成29年2月22日に検討委員会より、部会からの意見書のとおりとする答申を受けました。

この答申を受けての方針(案)が2番でございます。(1)市場小学校の学校規模適正化等について。市場小学校の5・6年生の児童については、分校制での学校運営を行います。理由としましては、①番、この分校の用地が下水道事業用地でありまして、目的外使用承認によるものから、10年間の暫定的な学校であること、②番、市場地区は、市場小学校と密接に連携しながら、地域が一体となって子供の育成を担うことにより地域力の促進も図ってきた長い歴史があることでございます。

(2)分校名称についてです。分校名称は、「市場小学校けやき分校」といたします。理由は、このけやき分校という名前は、市場小学校の児童にアンケートを行いまして、最も票数が多かったものでございますが、この「けやき」が市場小学校のシンボルツリーになっていることと、学校の教育目標のスローガンにもなっているということがございます。

3の分校制についてでございます。(1)の現状ですが、大規模校の学年による分校制は、横浜市においては事例がございません。政令市においては、大阪市での1校のみですが、円滑な学校運営がなされていることを確認しております。

(2)の課題でございます。①、全学年が同じ校舎に在籍できないため、日常的な縦割り活動ができないこと。②、学校規模が超過大規模になるため、行事などについては従来と同様に行うことが困難であること。③、二校に分離したときと比較すると、教職員の定数が少なくなることなどが挙げられます。

参考に、検討委員会や部会での主な意見について記載させていただきました。地域からは、「市場小学校を分離して新しい学校を造ることについては、地域の分断にもつながる可能性がある」、また、「分校制にして、同じ学校に通えたほうが、大人になったときに横のつながりを考えると望ましいと思う」というような御意見がございました。

また、1つの学校であるという児童の意識醸成についての御意見、「1年生か

ら6年生までが同じ学び舎にいる縦の関係が大切だと思う」といった御意見もございました。

指導面では、「開校が平成32年4月ということで、新しい学習指導要領がスタートする年と重なるため、新しい教育をするチャンスである」というような意見もありました。

また、分校と本校に分かれた場合、「5・6年生に『分校に行くようになったら上級生なんだよ』という意識付けをしたり、また、本校では4年生が最上級生になることで、責任を持っていろいろなことができるような環境ができるのではないかと期待している」といった御意見もございました。

1枚おめくりください。4ページでございます。先ほどの課題解決に向けた今後の取組でございます。(1)分校制による教育内容や学校運営についてでございます。平成32年度の開校に向けて、教育委員会事務局関係課でプロジェクトを組むなどして、教科担任制や中学校との教育課程の連動等、新たな教育内容の検討、また分校制における人員体制や学校行事などの研究を進めております。また、平成29年度から教職員人件費が市費移管されることに伴いまして、職員配置を本市として工夫できることに基づいた検討を進めてまいります。

(2)通学安全の確保でございます。部会におきまして、想定通学路上の安全点検を実施いたしました。その結果を「市場小学校第二方面校開校に伴う通学安全に関する要望書」として取りまとめ、警察署及び区役所に提出いたしました。今後、関係機関及び市場小学校スクールゾーン運営協議会と連携しながら、安全対策に積極的に取り組んでまいります。

参考に、検討委員会及び部会の開催状況をこの下に書かせていただきました。

部会については、検討内容について開催ごとにニュースを発行いたしまして、関係地域に全戸配布するとともに、教育委員会のホームページへも掲載し、周知をしているところでございます。

5ページ以降が横浜市学校規模適正化等検討委員会から提出された答申でございます。7ページ以降が市場小学校第二方面校開校準備部会からの意見書となっております。

資料の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

今田委員

この問題についてはいろいろと検討して、そしてまた地元の意向もいろいろ踏まえて長い間検討してきた中で、こういう形になりました。それはいろいろな前の反省もあってこういう形になってきたということだと思います。今は新しい取組なので気が付かないことがあって、そういうものに対してできるだけ現場サイドではフレキシブルに対応できる心の余裕を持ってやっていくということが大事ではないかと僕は思います。こう決めたらこうだと、見えない部分がきつといういろいろありますし、これはまたオールジャパンでもいろいろな事例があり、そういう意味での1つの先駆けになるかも分からないだけに、そういう意味で慎重に、丁寧に、そしてまた場合によっては勇気を持ってやる、そういうスタンスが大事ではないかと僕は思っています。よろしくどうぞ。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。では、宮内委員。

宮内委員

5・6年生を分校制にするというイレギュラーな対応策だと思いますが、私は

異議がございません。6・3・3制が絶対に正しいと考える必要は全くありませんし、また、現場が通常の状態と異なるやり方で実行することによるハードルを十分認識していれば工夫や試行錯誤をするだろうと思います。また、教育委員会としても覚悟が見られるわけであります。こういったイレギュラーと思われることについても躊躇なく積極的に挑戦していくことが教育委員会として大事だと私は考えております。

そもそも学校規模というのは、大き過ぎても運営が難しいですし、小さ過ぎるとまた学校経営上の問題、固有の問題等々で難しい点があるわけです。なかなか適正規模を追求するという事は難しいわけですが、是非とも適正規模追求のために試行錯誤を積み重ねていただきたいと考えております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

間野委員

平成32年にこのけやき分校が開校するという事は、今の2年生が6年生になったときに、あるいは今の1年生が5年生としてけやき分校1期生になるわけですね。そういう計算で合っていますか。今度の4月の2年生と3年生ですね。ですから、そこにはきちんとよく納得いくような説明を繰り返し丁寧に行っていく必要があるのではないかと思います。役所の世界だと、お二人が担当していない可能性のほうが多分高いわけですよ。ですから、そこはずっと丁寧に申し送りをしていかないと、例えば平成32年で6年生になる子は最後の1年なのだから、最後の1年だけ、この学年だけここで卒業式をやらせてくれとか、卒業したいとか、そんな声が出ないとも限らないわけです。5年生は2年あるから良いですが、6年生はあと1年ですから、何とか狭いところをやり繰りして、この学校で卒業させてくれというようなことが出てこないとは限らないので、やはりその立ち上げはスムーズに行くように、しっかりと引き継ぎ、申し送りをやっていきたいと思っております。

同様に、そんな先のことを言うと笑われてしまうかもしれないですが、暫定10年で平成42年には廃校になるわけですね。ここも同じように、最後なのだから居座りたいとか、いろいろなことがやはり出てきます。やはり立ち上げとしまい方というところも是非組織として継続的に考えて、それを引き継いでいくようなことをやっていただきたいと思っております。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。では、長島委員。

長島委員

2点ほどあります。部会ニュースを発行されていますよね。部会の検討委員会は拝見したのですが、本当によく丁寧に説明されていて、地域の方であるとか、そこに携わらない保護者という方々が、生の意見交換なので、いろいろなものが垣間見れて、とても良いと思いましたが、内容等もしっかりと書かれていると思いました。少しでも摩擦であるとか、そういうものをなくすために大変良い効果があったのではないかと思います。

それから、5・6年生が別になり、中学校へのアプローチとして、中学に近い関係などがもしかしたら増えていくかもしれないというときに、やはり課題と言われていることを逆に強みにして、例えば中1ギャップがなくなるとか、そういうような良い方向に持っていけるように、どうかこの数年間でしっかりと準備をしていただきたいと思っております。

岡田教育長	ありがとうございます。西川委員、どうぞ。
西川委員	<p>これは横浜市で初めての取組ということで、大阪で1校あるということなのですが、6年生を半分に割っているという形で、この5年生、6年生の取組は余りではないかと思えます。せっかくやるのですから、たとえ10年であっても、やって良かったという実績が残ると、また次につながるのではないかと思います。</p> <p>それと、あと3年間の中でいろいろと取組をしていただけると思うのですが、けやき分校の近くといっても少し離れているのですけれども、市場中学校がありますよね。その中学校との連携もうまくやられると良いのではないかと感じました。</p> <p>それから、教科担任制も取り入れてくださるということなのですが、その在り方もいろいろ研究して、子供たちが行って良かったという形になっていただけたら成功だと思えますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、横浜市で初めての学年を分けての分校制を実施する方針を今確認させていただきたいと思えますが、ほかに御意見等がなければ、教委第87号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。</p>
各委員	＜了 承＞
岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に、教委第88号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」所管課から説明いたします。</p>
長谷川指導部長	<p>指導部長の長谷川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>教委第88号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>ページをおめくりいただき、提案理由を御覧ください。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、神奈川小学校ほか4校を学校運営協議会を設置する学校として指定、二俣川小学校ほか49校を学校運営協議会を設置する学校として再指定したいためでございます。</p> <p>右側3ページを御覧ください。新規指定の学校でございますが、神奈川小学校、大豆戸小学校、高田中学校ブロック（高田中学校・高田小学校・高田東小学校）、西金沢義務教育学校の合計5校、4協議会でございます。指定日は平成29年4月1日で、平成32年3月31日までの指定になります。</p> <p>再指定の学校は、二俣川小学校ほか49校42協議会でございます。ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。指定日は平成29年4月1日で、平成32年3月31日までの指定となります。</p> <p>これによりまして、学校運営協議会を設置している学校の累計は142校、123協議会となります。</p> <p>では、指定希望校からの申請概要につきましては、指導企画課長より説明いたします。</p>
三宅指導企画	指導企画課長の三宅でございます。

まず、新たに指定を受ける学校運営協議会につきまして、特徴的なところを取り上げて説明いたします。5ページを御覧ください。

初めに、神奈川小学校でございます。校長は、宮田肇子校長です。学校教育目標は「自分らしさを発揮し、生き生きと学び合う子どもの育成」を掲げております。

次に、2の設置のねらいを御説明いたします。神奈川小学校は、創立141年目を迎える学校でございます。学区には古くからの住民と、工場移転に伴い建設された新たなマンションの住民がいます。昨年度の創立140周年記念事業は、多くの保護者や地域の方々から御協力をいただき、成功を収めることができました。今年度も保護者・地域が学校行事等に関わることが増え、子供たちの学習活動がこれまで以上に充実することが多くなってきました。朝清掃や読み聞かせや学習支援も更に充実させていくことを考えております。そのために、学校と保護者と地域が学校教育目標や目指す子供の姿を共有し、学校教育活動の方向性を明確にしていくことが必要だと考えております。

そこで、学校運営協議会を設置することで、昨年度から大いに高まっている学校への協力体制を今後も継続していくとともに、学校が目指す方向を正しく伝え、広め、保護者や地域の教育力を高めていくことをねらっています。そして、子供たちの健やかな成長と学校運営の改善が発展的かつ継続的に行われると考えております。

続いて、6ページの5、学校運営協議会組織案を御覧ください。地域連携委員会、学習支援委員会、生活支援委員会という3つの専門委員会を設置し、教職員の校務分掌やボランティア組織と連携・協働し、学校運営に参画できる体制を作っております。

続いて、7ページを御覧ください。学校運営協議会の会則ですが、これまでの設置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った会則になっております。この後のほかの新規設置校についても同じでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。大豆戸小学校の学校運営協議会設置についてでございます。校長は、黒崎一校長です。学校教育目標は、「豊かなかわりを通して、よりよい自分をつくる大豆戸の子」を掲げています。

次に、2の設置のねらいを説明いたします。学区は、新横浜駅前の繁華街や近代的な高層ビルが建ち並ぶ新横浜地区と、落ち着いた大豆戸町のマンション地区から成っています。新たに他地区から移り住んだ方々も少なくない中、この町を愛する各町内会の方々が気持ちを一つに様々な地域行事を催し、子供たちを「まちの子」として大切に育むとともに、学校教育活動及び運営にも大変協力的な地域でございます。今ある関係を更に発展させ、地域、保護者の代表者が積極的に学校運営に協働参画することで、地域の教育力や人材、自然や公共施設等の学習材を最大限に生かした教育を実践し、我が町を愛し、自ら町や社会に働きかけていく子供たちの成長を、学校、保護者、地域住民との連携・協働を通して確かなものにしていくことができると考え、設置しようとしております。

続きまして、9ページの5、学校運営協議会組織案を御覧ください。地域連携委員会、学校教育支援委員会、生活支援委員会という3つの専門委員会を設置し、ボランティア組織や教職員の校務分掌と連携・協働しながら学校運営に参画できる体制をつくっております。

続きまして、11ページを御覧ください。高田中学校・高田小学校・高田東小学校の併設型の小中学校における合同の学校運営協議会設置について、御説明いたします。高田中学校は福田之男校長、高田小学校は金子一雄校長、高田東小学校

館雅之校長です。3校の学校教育目標は、お手元の資料のとおりでございます。

次に、2の設置のねらいを御説明いたします。3校は地域的に高田連合町内会という1つの連合町内会にあり、まとまりやすい環境にあります。また、2つの小学校の中学校指定地区は全て高田中学校でございます。3校は平成29年度から併設型の小中学校となり、より一層、地域との連携を進め、保護者や地域の方々が学校教育に関わり、3校の教育活動を充実していくことが求められています。

そのために、既にある高田中学校学校運営協議会に2つの小学校の学校運営協議会が加わり、3校が合同で学校運営協議会を運営していくことで、小中一貫教育をさらに推進していくことができると考えております。併設型の学校の特色ある教育課程を実施していくためにも、併設型小中学校における学校運営協議会を設置して、学校運営の改善と児童生徒の育成を支援することが必要と考えています。

続きまして、12ページの5、学校運営協議会組織案及び組織図を御覧ください。高田中ブロックでは、生活支援と学習支援の2つの専門委員会を設置し、保護者、地域の方から構成しているボランティア組織と連携・協働し、学校運営に参画できる体制を作っております。

続きまして、14ページを御覧ください。西金沢義務教育学校の学校運営協議会についてでございます。校長は、吉原昌子校長です。学校教育目標は、「世界を見つめ、共に生きる中で、自らの生き方を創り出す力を育てます」を掲げています。

2の学校運営協議会設置のねらいです。西金沢義務教育学校は、平成22年度の小中一貫校としての開校以来、保護者、地域と連携した学校づくりを進めてきており、保護者や地域は自分たちの学校として子供たちを見守り、積極的に学校支援等を行ってきています。来年度、横浜市で初めての施設一体型義務教育学校としてスタートするために、これまで以上に9年間の連続性のある教育活動を推進し、今までの取組を継承しながら、さらに深化・発展を図っていくに当たり、学校、保護者、地域住民で教育活動の方向性や方針を共有し、横浜市が目指す自ら学び、社会とつながり、ともに未来を創る人の育成に取り組んでいくことを設置のねらいとしております。

続きまして、15ページの5、学校運営協議会組織案でございます。地域連携部、学校支援部、生活支援部の3つの専門委員会を設置し、ボランティア組織や教職員の校務分掌と連携・協働しながら学校運営に参画できる体制を作っております。

説明は以上でございます。

引き続き、再指定を受ける50校42協議会について、御説明いたします。17ページを御覧ください。各学校から提出された申請書を基に整理した資料です。各学校から出された申請書につきましては、お手元の資料の20ページ以降にございます。

21ページを御覧ください。各校の実施報告ですが、今年度より様式を統一いたしました。成果と課題では、成果があったこととして、特色ある学校づくり、児童生徒の育成、学校関係者評価、地域と学校の連携・協働、その他（学校が特に力を入れて取り組んだこと）の5項目にチェックを入れ、右側の二重線で囲まれた部分に具体的な記述が示されております。本日はお時間に限りがございますので、17ページ、18ページの再指定校から報告されたものを整理した資料を用いて御説明いたします。

それでは、17ページを御覧ください。再指定校の学校運営協議会設置申請の概要でございます。まず、各校から上げられました成果を報告書の5項目に沿って

学校運営の改善を視点として、整理いたしました。その中から、特筆すべき成果を10協議会、お示しいたしました。

まず、1つ目の項目、特色ある学校づくりで上げられた成果につきまして、学校運営の方向性の明確化といたしまして、杉田小学校の例を取り上げました。杉田小学校では、学校の特色である「まちと連携した教育活動」を行っており、興味・関心が同じ子供たちが異学年で集まり、保護者や地域の方々と取り組んでいます。学校運営協議会の委員は、これらの学習活動を参観し、様々な意見を挙げるだけではなく、積極的に活動に価値付けをして、それを基に、学校は教育活動の方針を明確にして、特色ある学校づくりを進めることができました。

次に、教育活動の充実といたしまして、朝比奈小学校の例でございます。朝比奈小学校では、学校運営協議会委員を中心とした地域の方との協働事業や学校支援事業を行うことで、教育活動が充実したと報告されました。本好きな子供を育てる読書活動や、米や花や野菜づくりを中心とした体験活動や、総合的な学習の時間を行っております。これらに学校運営協議会委員が中心となって関わり、地域を巻き込んだ活動をしたことで、多くの方の協力が得られるようになり、学校教育活動が充実したと報告されています。

続きまして、2つ目の項目、児童生徒の育成で上げられた成果についてでございます。この項目は再指定申請をしている約7割の学校から成果があったとされております。そのような中で、専門部会の見直しといたしまして、南瀬谷小学校では、学校運営協議会の役割と活動を再協議しました。学校運営協議会内にある専門部会の在り方を検討し、学習支援部会の取組を改善しました。その結果、昨年度立ち上げた放課後の学習支援を年間20回行うことができました。学習支援については学校運営協議会で継続して協議し、支援に当たるボランティアが増え、子供たちの学習意欲を高めることにつながったと報告されました。

次に、協働して子供を育む環境づくりとしまして、菅田中学校小中一貫教育推進ブロックでございます。菅田中ブロック1中、3小で市や国の学力・学現状況調査を分析したり、各校の授業参観を行ったりすることで、子供たちの学習や生活の状況を委員全員で共有しております。それぞれの委員の立場から課題解決へ向けた協議を続けることで、協働して子供を育む環境が醸成されたと報告されました。

3つ目の項目、学校関係者評価について上げられた成果の説明をいたします。約6割の学校で学校運営協議会の委員による学校関係者評価が効果的に行われ、成果があったと報告されました。例えば、小中9年間の視点での学校評価の確立といたしまして、東鴨居中学校ブロックでは、学校運営協議会委員が学校関係者評価を行う際に、小中9年間の学校教育活動を見直した評価を行っております。それを小中で共通の評価様式を使って行うようにいたしました。それによりまして、小中9年間の学習活動を見通した評価を地域の方々にも分かりやすく実施できるようになりました。

続きまして、教職員による学校評価の見直しといたしまして白幡小学校では、教育活動の日常評価を協議内容としています。そうすることで、学校評価が、学校の運営改善につながっていきます。さらに、それだけではなく、学校運営協議会のアドバイスを生かすことで、教職員が学校評価の在り方を見直すことにもつながったと報告されました。

続いて4つ目の項目、地域と学校の連携・協働についての成果でございます。地域人材の活用の推進といたしまして、東汲沢小学校では、学校運営協議会で議論されたことを連携する地域支援組織が実行役となって実践しております。学校運営協議会の委員も学校支援に協力する中で、多くのボランティアが学習支援や

クラブ活動、登下校の見守り等に当たっております。それらのボランティアの人材活用の推進を図るために、学校運営協議会が昨年度整備したデータベースを活用し、地域の人材や教育力を効果的に活用し、学校と地域の連携が一層スムーズに運ぶようになりました。

18ページを御覧ください。連携・協働の充実といたしまして、市ケ尾中学校の例でございます。市ケ尾中学校では、学校運営協議会が学校・地域コーディネーターの在り方について話題にし、地域へ積極的に働きかけることで、地域と学校の連携が一層深まり、協働して取り組む内容が増えました。また、教職員が学年ごとに各回の学校運営協議会に参加し、教科指導への思いを語ったり、意見交換をしたりすることで、地域の方からの応援の声を得ることができました。

最後に、学校が特に力を入れて取り組んだことについて上げられた成果について説明いたします。まちや社会から学ぶことの推進といたしまして、老松中学校では、学校運営協議会と多くの外部支援ボランティアが連携して、組織的に学校教育活動を支援しており、1週間の職場体験学習では受入先の確保や調整を支援し、生徒が地域から様々な生き方を学ぶ貴重な体験につながりました。また、地域の防災訓練への生徒の関わりを支援し、その結果、参加生徒は自分たちにできる仕事の重要性に気づき、防災意識の向上につながることができたと報告されました。

また、キャリア教育の充実といたしまして、若葉台特別支援学校では、学校運営協議会の助言を基に、オープンスクール週間全てに地域の方の参加を受け入れるよう改善いたしました。また、地域との交流を大切に活動や地域行事への参加、キャリア教育としての職場体験実習などを行っています。学校運営協議会がそうした取組を地域へ発信する中心的な役割を担ったり、来年度に開設する予定の喫茶室の準備を進めたりしています。喫茶室は児童生徒の教育の場と、地域住民や保護者にとってのコミュニケーションの場になるよう考えられております。このように、特別支援学校においても学校運営協議会が大きく貢献しております。

以上、特筆すべき成果についての説明を終わります。

続きまして、今後、学校運営協議会が充実していくための視点についてでございます。学校の特色ある教育活動の推進や、諸課題の解決に対して学校運営協議会が果たす役割や教育委員会事務局が行う支援について、3点説明いたします。

1点目は、情報共有と情報発信の充実を図ることです。学校の教育活動を充実させるため、また地域との連携を一層強化していくためにも、学校教育目標や目指す子供像をより分かりやすく示し、明確にして、地域と共有していくことが大切です。そのためには、学校と運営協議会が連携を十分に図りながら、情報発信の回数や内容の質を向上したり、発信する範囲やタイミングを適切にしたりすることが大切であると考えます。そこで、教育委員会事務局が学校運営協議会に参加したり、助言をしたりしていくことで、学校運営協議会の学校教育活動への理解がより一層深まっていくと思っております。

2点目は組織の活性化を図ることです。各学校の学校運営協議会や支援組織には適切な方々が加わり、日頃から様々な連携活動に取り組んでおります。そういった組織を更に活性化するためには、委員の方の役割をより明確にしていくことが大切でございます。学校運営協議会での学識経験者や学校・地域コーディネーターなどの立場では、どのような役割を求められているのかを明確にし、役割を果たすことで、組織が更に活性化していくと考えられております。そのため、教育委員会事務局は研修の実施や充実を更に図っていきます。

3点目は、小中一貫教育を支える仕組み作りをすることでございます。小中一

貫教育を推進するために、小中一貫教育の視点を大切にしたい人材の活用や関係機関との連携が大切であると思います。そのため、教育活動の連携・協力に取り組む方や関係機関には小中一貫教育推進ブロックの子供たちの学びを地域で支えていき、その際、9年間の学びを意識して取り組んでいくということが大切であると考えております。そのため、教育委員会事務局では、小中一貫教育についての情報提供をより積極的に行ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

岡田教育長

説明が長くなりました。集中力を持って聞かないと、なかなか難しかったので、重複した質問が出るかも知れませんが、まず、新規指定のところで何か御質問がございましたらお願ひいたします。最初の5校、4協議会のところですね。どうぞ。

長島委員

高田中学校ブロックのように、中学校ブロックの数が増えていくと良いなと思っています。ただ、横浜では学区が入り乱れていて、難しいことも十分分かっているのですが、やはりせっかく小中一貫した教育を掲げている中で、協議会も譲り合っていることが望ましいのではないかと思います。できにくいところでできていくことを目的にして、今後更に進めていただけたらと思います。

岡田教育長

今の3校一緒のブロックの協議会は、今まであった小学校の協議会は廃止になるのですか。

三宅指導企画課長

この3校の中では、高田中学校だけが学校運営協議会を持っておりまして、新たに高田小学校、高田東小学校の学校運営協議会の指定ということです。実は、文部科学省はグループの指定ということはまだ法的には認めていないので、今は高田中学校、高田小学校、高田東小学校それぞれを指定するというような形になります。

岡田教育長

ほかには何か御質問・御意見はよろしいでしょうか。それでは、お気付きの点がありましたらまた戻って御質問いただきたいと思います。再指定のところで御意見・御質問がありましたら、お願ひいたします。

今田委員

再指定の前に、最初のところで、大豆戸の組織案を見ると、地域性を踏まえていろいろな人をメンバーにしている工夫があるように思います。ですから、それは非常に良いことではないかと思いました。

それから、再指定の関係で、18ページのところで、情報教育と情報発信の充実というものがありますが、長谷川部長、学校だよりをタイムリーに全部の学校が更新しているかという、必ずしもそうではない気がします。学校だよりなどを出しているところ、あるいはそうではないところというのは、データのようなものはありますか。

長谷川指導部長

データというのは特にっておりませんが、ホームページ上できちんと出されているというか、学校にはホームページの更新の働きかけはしております。大体月に一度学校だよりを出すという学校が多いのですが、学校によっては少し間を空けたりとか、あるいは行事とか、そういうところをつかんで出したりということで、その辺も学校によって様々です。

今田委員	<p>出さなくてもそれなりに地域の信頼があるということもあるのかも分かりませんが、タイムリーに学校だよりが出ることで、学校と地域の保護者なんかとのコミュニケーションの非常に分かりやすい1つの手段なのではないかと思います。私もいろいろ見ると、随分ずれていたり、間が空いていたりします。そうすると、どこかそこに緊張感というか、一生懸命な気持ちがどうなのかと、一生懸命な気持ちがないとは決して思いませんが、せつかく今の時代にああいう様式感のようなものをきっちりして、出しやすいようにいろいろサポートをしているわけですね。ですから、18ページの情報共有と情報発信の充実と言っているので、学校だよりの意義のようなものをもう一度、一番最初のいじめの案件でも保護者とのコミュニケーションの一番分かりやすい手段の1つではないかと思います。是非、学校だよりの工夫のようなものを、新しいものではなくて、既存の制度としてあるものを充実させていく意識の喚起のようなものをまたやっていくのが大事ではないかと思います。</p>
長谷川指導部長	<p>ありがとうございます。ほぼどの学校もタイムリーかという点とあれですけども、学校だよりは発信しているのですよね。ただ、学校によって期間などがまちまちだと思うのですが、その辺もまた学校に働きかけをしていきたいと思えます。</p>
今田委員	<p>よろしくお願いします。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
西川委員	<p>再指定も含めて、小学校の数が多いのですけれども、中学校と小学校の兼ね合いというのはどうなのでしょう。中学校はできにくい環境にあるのでしょうか。少ないということではないですね。</p>
三宅指導企画課長	<p>正式に今手元に何パーセントというのはないのですが、学校数が小学校がもともと340校で、中学校が140校なので、恐らくその割合で、それほど差はないのではないかと思います。</p>
西川委員	<p>もう一点なのですが、会則で年に何回以上やるというのは決まっていないのですね。</p>
三宅指導企画課長	<p>やらなければならないということではないのですが、大体4～5回です。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。 私が質問して申し訳ないのですが、17ページの「児童生徒の育成」の南瀬谷小学校で、運営協議会が役割として子供たちへの放課後学習支援を実施して、年間20回やってくださっているというところなのですけれども、運営協議会が放課後学習支援を実施している運営協議会というのはほかにあるのでしょうか。</p>
三宅指導企画課長	<p>聞いていないです。運営協議会として話合いをしてやろうと言ったのは、これが初めてだと思います。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。運営協議会も指定を重ねていくたびにいろいろな活</p>

動報告が出てきまして、またそれを横に広げていって、活動を共有していくことが大事だと思います。ほかに御質問・御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見等がなければ、教委第88号議案については原案のとおり承認させていただきます。よろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、何かございますでしょうか。

事務局から、報告をお願いします。

古橋総務課長

それでは、事務局から報告いたします。3月10日に71の賛同団体とともに1団体から、また、3月16日に個人の方1名から、いじめ重大事態に関する要望書が提出されました。また、3月10日に71の賛同団体とともに1団体から、教育委員に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。

以上でございます。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会定例会は4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第89号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第90号議案「教育委員会事務局職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第91号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第92号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第93号議案「横浜市公立学校長採用候補者特別選考について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 5 時25分]